

【2020】 第 12 回福岡県ユース (U-15) サッカーリーグ

懲罰に関する報告等規定

1. グループ責任者（リーグ規律委員会委員）は、送られてきた試合記録に基づき「警告・退場処分一覧」を作成し、グループ所属各チームに電子メール等により通知すること。警告累積3枚を含め出場停止となる選手が出た場合は、所属チームに対して次の試合に出場できない旨を通告し、グループ所属各チームに対しても通知すること。
2. 本リーグにおける出場停止処分は、本リーグの試合で適用する。ただし、最終節を終えた時点で未消化の処分があれば、県ユース (U-15) 選手権など協会主催の次大会に持ち越し適用する。警告累積3枚による出場停止処分は持ち越さない。
3. 警告・退場者が出た場合、試合記録の送付以外に、次の対応をおこなうこと。
 - 1) 警告（1枚）

試合当日中に、試合運営チームが、
試合記録用紙をグループ責任者に送ること（EメールまたはFAX）。
 - 2) 退場（警告2枚）

試合当日中に、試合運営チームが、
試合記録用紙をグループ責任者に送ること（EメールまたはFAX）。
※ 当該選手は、次の1試合に出場することはできない。
 - 3) 退場（警告2枚以外）、退席
試合終了後直ちに、MCが、
 - ① 当事者・審判員その他関係者からの事情聴取
 - ② グループ責任者（規律委員）に電話で状況を報告すること。
 - ③ MC報告書及び試合記録用紙をグループ責任者（規律委員）に送ること（EメールまたはFAX）。試合当日中に、グループ責任者（規律委員）が、
試合記録用紙をリーグ事務局に送ること（EメールまたはFAX）。報告を受けたリーグ事務局は、7日以内に
 - ① 当事者・審判員その他関係者から、報告書に対しての事実確認をおこない、2試合以内の出場停止については、リーグ規律委員会で決定おこなう。3試合以上の出場停止を検討する必要がある場合は、3種規律委員会に報告し決定を委ねる。
 - ② 3種規律委員会で決定した処分については、リーグ戦事務局よりグループ責任者（リーグ規律委員会委員）を通じて、該当選手等の所属チームに通知すること。